

新型コロナウイルス感染症の影響に係る手数料・保険料（税）減免等について

項目	内容	対象期間	お問い合わせ先
各種証明書交付手数料免除	融資・助成金の支援制度を利用する際に必要となる各種証明書の交付手数料を免除（交付申請書に支援制度名、提出先等の記入が必要です） ①住民票の写し（広域交付住民票を除く） ②住民票記載事項証明書 ③印鑑登録証明書 ④課税（所得）証明書 ⑤納税証明書 ⑥固定資産評価証明書、公課証明書 ①～③は住民福祉課、④～⑥は税務課にて交付	令和5年3月31日まで	住民福祉課 0774-82-6164 税務課 0774-82-6163
国民健康保険税減免	令和4年4月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、一定の要件を満たす場合は申請により保険税の減免を行う。	令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に納期限が設定されている国民健康保険税	保健医療課 0774-82-6166
介護保険料減免	令和4年4月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、一定の要件を満たす場合は申請により保険料の減免等を行う。	令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に納期限が設定されている介護保険料	高齢福祉課 0774-82-6165
後期高齢者医療保険料減免	令和4年4月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、一定の要件を満たす場合は申請により保険料の減免を行う。	令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に納期限が設定されている後期高齢者医療保険料	保健医療課 0774-82-6166
国民年金保険料免除	令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方に保険料の全部・一部の免除や猶予。	令和2年2月分以降令和5年6月分の国民年金保険料 ※申請できる期間は申請書を受理した月の2年1ヵ月前の月分から令和4年度分の申請まで	住民福祉課 0774-82-6164
国民健康保険傷病手当金	被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たす場合は申請により傷病手当金を支給。	令和4年4月1日～令和4年6月30日	保健医療課 0774-82-6166
後期高齢者医療傷病手当金	被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たす場合は申請により傷病手当金を支給。	令和4年4月1日～令和4年6月30日	保健医療課 0774-82-6166